

栃木県武道ツーリズム推進に係る海外旅行会社等招請業務 仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「栃木県武道ツーリズム推進に係る海外旅行会社等招請業務」（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 目的

栃木県における武道ツーリズムの商品造成及び誘客の推進に向けて、想定顧客である米国及び豪州等の本格的な日本文化・歴史等を好む関心層を得意とする海外の旅行会社等を本県に招請しFAMツアーを実施することにより、モデル事業として創出した武道コンテンツ・ツアー等を商品販売・自走事例として確立させるとともに、武道を通じて外国人旅行者の本県の認知度向上を図る。

2 委託期間

契約締結の日から令和9（2027）年3月12日（金）まで

3 業務概要

乙は、本仕様書に記載された業務内容や各要件を参照の上、以下に関し必要な業務を実施すること。

- (1) アドバイザーによる伴走支援
- (2) 武道コンテンツ等を巡るFAMツアーの実施

4 業務内容

(1) アドバイザーによる伴走支援

ア アドバイザーの設置

(ア) 訪日旅行市場を対象とした観光コンテンツの造成・販売に係る知見を持つ専門家を「アドバイザー」として1名以上設置すること。なお、乙の社員をアドバイザーとすることも可能とする。

企画提案書に候補者を記載すること。

(イ) イで指定する伴走支援対象者への伴走支援を行うにあたり、より専門的な知識が必要とされる場合、適した専門家を選定し、伴走支援対象者が適切なアドバイスを受けられるよう必要な調整を行うこと。

イ 伴走支援の実施

(ア) 伴走支援の対象は、本県で実施した武道ツーリズム受入態勢整備費補助金により受入体制整備に取り組んだ（取り組み予定含む）補助事業者（以下「伴走支援対象者」という。）とする。伴走支援対象者に対し、FAMツアー実施に向けた伴走支援を受ける意向があることを確認の上、当該伴走支援対象者の抱える課題を解決するための助言を行うとともに、(2)のFAMツアーに効果的に組み込めるよう、武道の実技体験・稽古等（師範等との交流、試合・演武等の観戦・鑑賞を含む。以下「武道コンテンツ」という。）の造成又は磨き上げ、情報発信手法の確立等に必要な伴走支援を実施すること。

【伴走支援対象者】

補助事業者	種目	主な取組地域	概要
A者	相撲	宇都宮市	相撲の見学、稽古又は体験、関連資源紹介、ちゃんこ提供等
B者	弓道（予定）	宇都宮市	弓道の見学、稽古又は体験
	剣道（予定）	日光市	剣道の見学、稽古又は体験

- (イ) 伴走支援対象者からの質問や相談等を随時受付・回答できる環境を整備すること。
企画提案書に当該環境内容を記載すること。
- (ウ) 伴走支援期間は、伴走支援対象者を選定した日から令和9（2027）年2月28日までとする。

- (エ) 伴走支援期間中に、伴走支援対象者の活動施設・事務所等に出向き、現地視察を行うこと。
- (オ) 伴走支援期間中に、伴走支援対象者の有する武道コンテンツの造成・販売に繋げるために必要な考え方を身につけることを目的とする支援を行うこと。
企画提案書に実施支援内容を記載すること。
- (カ) 武道コンテンツの造成・磨き上げ終了後、(2)のF AMツアーを実施すること。

エ アウトプットの創出

- (ア) 当業務の成果として、造成又は磨き上げを行った武道コンテンツに係るタリフ及び実施報告書を作成することとし、必要な調整を行うこと。
なお、タリフはF AMツアー実施前に作成し、F AMツアーの結果をふまえた磨き上げを行い、修正版を作成すること。
- (イ) その他、武道コンテンツ等に関し、F AMツアーの実施、武道コンテンツ等の造成・販売に向けて必要又は効果的な資料等がある場合は提案の上作成すること。
作成にあたっては、原則、素材については乙が調達することとし、掲載する施設等への許諾確認や原稿の校正等諸調整についても乙が行うこと。
なお、甲が所有する写真については、可能な限り提供依頼に応じる。
- (ウ) 企画提案書に(ア)タリフ案及び(イ)の独自提案がある場合はその内容案を記載すること。

(2) 武道コンテンツ等を巡るF AMツアーの実施

ア 被招請者の選定・調整・連絡

- (ア) 欧米豪を中心とした、日本文化・武道分野に親和性のある顧客の旅行を取り扱う海外の現地旅行会社、海外の現地旅行エージェント、国内のインバウンド対応DMC、ランドオペレーター又はグローバル旅行会社等を2社2名以上招請することとし、被招請者の選定及びF AMツアーの実施に必要な調整、連絡を行うこと。
なお、被招請者の候補を選定理由（企業概要・拠点（海外・国内）、現地旅行会社、現地旅行エージェント、DMC、ランドオペレーター又はグローバル旅行会社等の別・対象市場・販売チャネル・武道や文化等の商品の取扱い及び送客実績等）と併せて企画提案書に記載すること。
- (イ) 原則として被招請者は、訪日旅行商品の企画・造成責任者又はそれに準ずる者であって日本語又は英語を解する者とし、日本語での会話が困難な被招請者がいる場合には、被招請者に対応する言語の通訳を手配すること。

イ 招請コースの企画

- (ア) 招請コースは、原則、各伴走支援対象者の武道コンテンツを組み込むこと。また、当該武道コンテンツはモデル事業であることを踏まえ、被招請者への訴求力を有し、今後の栃木県の武道ツーリズムを牽引することが期待される既存の武道コンテンツを1件以上組み込むこと。
企画提案書に、組み込み予定の既存の武道コンテンツを記載すること。
- (イ) 全行程は原則として3泊4日（国内からの招請の場合2泊3日）とし、令和8（2026）年11月末頃に実施すること。詳細な時期は、甲、各伴走支援対象者及び既存の武道コンテンツ提供者（以下「既存武道コンテンツ提供者」という。）と相談の上、決定するものとする。
全行程を通じたストーリー性は必須としないが、必要に応じて、各武道コンテンツの前後にストーリーを考慮した観光等を組み込むこととし、被招請者の要請があった場合に説明・提案できるよう準備・調整すること。
- (ウ) 基本行程は次のとおりとし、甲、各伴走支援対象者、既存武道コンテンツ提供者と協議の上決定する。

	地域	内容
1日目	東京都 栃木県	AM 入国・東京 PM 栃木着（又は2日目早朝に栃木着）
2日目	栃木県	終日 視察
3日目	栃木県	終日 視察
4日目	栃木県 東京都	AM 視察 PM 栃木発 東京着

(エ) 各伴走支援対象者及び既存武道コンテンツ提供者が提供する武道コンテンツの料金、施設使用料、謝金等、FAMツアーの実施に係る費用は、委託料に含むものとする。

ウ 被招請者に対する交通等の手配、調整

- (ア) 被招請者全員分の居住地から本県までの交通の手配（航空券含む）を行うこと。
- (イ) 県内の移動については、専用車を手配すること。
- (ウ) 行程上必要となる有料道路通行料や駐車料等の費用は委託料に含むものとする。
- (エ) FAMツアー中、被招請者に当事業にかかる傷害保険を手配すること。
ただし、保険料は委託料に含まないものとする。
- (オ) 日本語と英語の行程表を作成すること。

エ 宿泊、食事、訪問施設等の手配、調整

- (ア) 被招請者全員分の全訪問先における宿泊、飲食、体験等の手配を行うこと。
- (イ) 宿泊施設は、1室1名とし、原則としてインターネット環境が整備された施設とすること。
- (ウ) 宗教・食習慣・アレルギー等に対応した食事手配を行うこと。

オ 添乗員の手配

- (ア) 全行程における被招請者の引率のために、添乗員を1名手配し、その実施につき滞りのない運営ができる体制を構築すること。なお、原則、添乗員は全行程を通じて同一人物とする。
- (イ) 添乗員は行程中、視察する施設等との必要な調整を行うこと。
- (ウ) 添乗員の交通費、宿泊費、施設入場料及び飲食費は委託料に含むものとする。

カ 県内関係者等の視察受入に係る協力

- (ア) 甲が別途調整する視察希望の県内関係者等が合流・見学できるよう、集合場所・時間・注意事項を整理し、事前に共有すること。なお、県内関係者等に対する交通・宿泊の手配は不要とする。
- (イ) 視察希望の受入方法（最大受入人数、合流場所・時刻、服装・安全上の留意点、撮影可否等）を事前に整理し、甲を通じて共有すること。

キ その他運営に関すること

- (ア) 各伴走支援対象者、既存武道コンテンツ提供者、観光先及び体験先との事前打ち合わせや現地確認を行い、プログラムの内容、体験の場所等の安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
特に、各伴走支援対象者の武道コンテンツの実施にあたっては、事故防止及び責任区分の明確化の観点から、参加に伴う安全配慮事項、必要な保護具の準備状況、危険性の事前告知及び免責事項を明示した参加同意書の取得並びに実施に必要な服装等の条件について、十分な事前確認・調整を行い、確実に対応すること。
- (イ) カメラ等を用いて各日の実施内容の記録を行うこと。なお、FAMツアーの撮影にあたっては、ツアーの様子を様々な角度から撮影するものとし、甲及び栃木県スポーツコミッションのウェブサイトやその他の広報媒体等での使用に適したものとするよう努めること。

また、被招請者等関係者に対し、撮影した写真等は甲及び栃木県スポーツコミッションのウェブサイト及びその他広報資料等において使用することについて予め承諾を得ておくこと。

- (ウ) 悪天時等に備えて代替プログラムを用意すること。なお、荒天等のため、ツアーの実施が困難であると判断した場合は、前日までに中止の判断をし、関係者に連絡すること。

ク F AMツアー実施後のフォローアップ

- (ア) 被招請者から各伴走支援対象者及び既存武道コンテンツ提供者に対し、各コンテンツ内容に関する満足度や意見、今後の商品造成の見込み等、フィードバックを実施すること。

行程の都合上、当日の実施ができない場合は、後日フィードバックをまとめたものを共有すること。

- (イ) 被招請者に対し、ツアー内容に関する満足度や意見、今後の商品造成の見込み等、武道コンテンツの造成・販売に係る今後の検討材料となるアンケート・ヒアリングを実施すること。
- (ウ) 各伴走支援対象者及び既存武道コンテンツ提供者等に対し、ツアー内容に関する満足度や意見、今後の商品造成の見込み等、武道コンテンツの造成・販売に係る今後の検討材料となるアンケート・ヒアリングを実施すること。
- (エ) アンケート・ヒアリングの内容については、事前に甲の確認を受け、F AMツアー実施後速やかに実施・集計・分析し、結果を報告すること。

ケ 被招請者に対するアウトプット創出支援

- (ア) F AMツアー実施後、被招請者による、視察先の武道コンテンツへの送客又は商品造成を支援し、関係会社や取引先への展開結果を報告書に記載すること。

送客又は商品造成が困難な場合は、被招請者のWEBサイト等への掲載や、観光コンテンツを組み合わせたモデルルート（料金例含む）の作成等、情報発信の展開結果を報告書に記載すること。

なお、前述の展開がいずれも困難である場合、その理由や課題、今後の商品造成に向けた改善提案を記載した報告資料をアウトプットとして報告書に記載すること。

- (イ) 被招請者から情報の照会や写真等の素材提供を求められた際には、可能な限り県内各事業者から収集し提供すること。また、写真等の素材は、委託者から提供を受けることも可とする。

コ 報告会対応

3月上旬に予定している「とちぎ武道ツーリズム推進チーム会議」において業務結果を報告すること。

5 留意事項

- (1) 本業務に係る運営、管理、庶務全般を行うこと。
- (2) 事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。
- (3) 甲との打合せ実施後はA 4 1枚程度の打合せ記録簿を作成し、甲に共有すること。
- (4) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、甲と十分な協議を行いながら進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度、甲と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、甲は、作業期間中いつでも、その作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求められるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度甲と協議の上対応するものとする。
- (5) 各業務上で必要となる施設等へのアポイントメント、取材及びウェブ等への掲載許諾などは、全て乙の責任において行うこと。
- (6) 本業務により制作された成果物の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て甲に移転すること。
- (7) 乙は、甲が認めた場合を除き、成果物に係る著作権者人格権を行使できないものとする。

- (8) 成果物については、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- (9) 第三者が有する知的財産権等の侵害の申立を受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (10) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- (11) 社会情勢を考慮した仕様変更については、可能な限り甲の要望に対応すること。
- (12) 本業務に係る一切の経費は、全て当初委託金額に含むこと。
- (13) 本業務の成果は甲に帰属する。
- (14) 本業務は、会計検査院による実地検査の対象となるため、関係書類は事業終了日の属する年度の終了後5年間保存すること。また、会計検査院による実地検査が行われる際は、甲の求めに応じ、関係書類の提出等を行うこととする。
- (15) 業務実施のための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

6 成果物

(1) 提出物

- ア 実施報告書 紙媒体2部及びUSBメモリ1個
- イ 本事業の制作物（記録写真、行程表、台本等含む）：紙媒体2部及びUSBメモリ1個
- ウ 画像等の権利関連書類（一覧及び使用許可証等）：紙媒体2部及びUSBメモリ1個
- エ 成果一覧 紙媒体2部及びUSBメモリ1個

(2) 提出場所

栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課

(3) 提出期限

令和9（2027）年3月12日（金）

(4) 納品方法

- ア 使用言語は、日本語で記述し、英文等を引用する場合には、日本語訳を併記すること。
- イ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方（文化審議会建議）」を参考にすること。
- ウ 用紙は、日本産業規格A列4番を原則とし、必要に応じA列3番を使用すること。
- エ 納品後、甲において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- オ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、甲の承認を得ること。
- カ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- キ 電子ファイルでの成果物は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、不正プログラムが混入することのないよう適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）を書式にて提出すること。

7 業務実施対体制

乙は、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは甲と乙が協議の上で定めることとする。
- (2) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。